二　鯨体処理場の名称
三　鯨体処理場の設置場所
四　第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3　前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第一項の許可を受けようとする者が個人である場合　次に掲げる書類
イ　住民票の写し
ロ　略歴
ハ　鯨体処理場の建物図面
ニ　鯨体処理場の仕様書
ホ　設置場所及びその付近の図面

二　第一項の許可を受けようとする者が法人である場合　次に掲げる書類
イ　定款
ロ　登記事項証明書
ハ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
ニ　前号ハからホまでに定める書類

（削る。）

（削る。）

（鯨体処理場の条件）

第八十四条　鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならない。

（削る。）

一　水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。
二　第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

（鯨体処理状況の記載）

第八十七条　鯨体処理場設置者は、第三十八条第二項又は第四十五条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一～六　（略）

2　第五十一条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体処理状況報告書の提出）

第八十八条　鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

3　大型鯨体処理場は、すべての鯨の処理に使用する処理場とし、小型鯨体処理場は、ミンク鯨又は歯鯨（まつこう鯨を除く。）の処理に使用する処理場とする。

4　小型鯨体処理場は、ひげ鯨（ミンク鯨を除く。）又はまつこう鯨の処理に使用してはならない。

5　第一項の許可を受けようとする者は、申請書に設計図、設計説明書並びに当該申請が鯨体処理場の設置に係る場合には設置場所及びその附近の図面を添えなければならない。

（鯨体処理場の条件）

第八十四条　鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならない。

一　鯨を完全に利用できる設備を有すること。
二　水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

（新設）

（鯨体処理状況の記載）

第八十七条　大型鯨体処理場の設置の許可を受けた者は、第三十八条第二項の規定による報告を受けたときは、すみやかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一～六　（略）

2　第三十五条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体処理状況報告書の提出）

第八十八条　大型鯨体処理場の設置の許可を受けた者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書（第三十四条第一項の規定により告示されたまつこう鯨の操業期間が翌年に継続するものであるときは、当該翌年の期間に係るまつこう鯨の処理状況を併せ記載したもの）を、同項の規定により告示されたひげ鯨及びまつこう鯨の操業期間のうちいずれか終期の遅いものの終了後三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。